

条 例 議 案 の 概 要

議第248号議案 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 制 定 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、省令により定められていた障害者支援施設の設備及び運営に関する基準について、条例で定めるもの。

2 概 要

（1）対象となるサービス

- ・別紙「障害福祉サービスの内容と該当条例」のとおり（17・18頁）
（施設入所支援（◎で表記）と施設障害福祉サービス（○で表記）を併せて提供）

（2）人員、設備及び運営の基準

- ・一般原則
- ・人員に関する基準（施設長、医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員、サービス管理責任者等）
- ・設備に関する基準（構造設備、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備）
- ・運営に関する基準（非常災害対策、基本取扱方針、身体拘束等の禁止、秘密保持義務、苦情の処理、事故発生時の対応、暴力団員等の排除）
【細目的事項、専門技術的事項等については、規則に委任する。】

※ 県独自の基準

- ①暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除に関する規定（国の基準なし）
- ②非常災害時における安全確保策の追加規定（国の基準への上乗せ）

（3）施行期日

平成25年4月1日

（4）その他

指定都市（仙台市）は別途条例を制定